資料３

令和２年度における認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果について

１　評価対象期間

令和２年４月から令和３年３月まで

２　評価方法

○　評価は、広島市地域包括支援センター運営協議会において決定した「広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和２年度分）」に基づき行った。**【別紙９】**

○　なお、評価項目のうち、新型コロナウイルス感染症対策によって事業遂行に影響を受ける項目及びこれらの結果を踏まえて評価を行う項目の計４項目については、参考値とするにとどめ評価を行わないこととした。

【認知症地域支援推進員の活動の評価項目及び項目数】（各項目を４点満点で評価）

項		目	項目数
1	地域包括支援センターとの連携体制	区内の地域包括支援センターとの連携体制	１項目
2	地域における認知症に関する医療・介護の連携体制づくり、地域での支援体制づくり	⑴　認知症医療・介護連携の推進	１→０項目
		⑵　認知症ケアパスの普及と充実	１項目
		⑶　地域における支援体制づくり	２→０項目
3	地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援	認知症ケアの向上に向けた取組	１→０項目
4	認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関や認知症初期集中支援チームとの連絡調整	⑴　認知症専門医療機関との連絡調整	１項目
		⑵　認知症初期集中支援チームとの連携（※）	１項目
5	若年性認知症の人とその家族等に対する相談支援	若年性認知症の相談支援	１項目
計			９→５項目

※　認知症初期集中支援チームを設置し取組実績のあった区（中区・安芸区以外の区）のみ評価

（注）参考値とするにとどめ評価を行わない４項目

「２－⑴　認知症医療・介護連携の推進」、「２－⑶①　認知症サポーターによる認知症地域支援推進活動による支援体制づくり」、「２－⑶②　認知症カフェの立上げや運営の支援」、「３　認知症ケアの向上に向けた取組」

３　評価結果

○　参考値を除く全区の評価点の平均点は、４点満点中3.83点（令和元年度3.66点）であり、最高点は4.00点（令和元年度4.00点）、最低点は3.40点（令和元年度3.00点）と、前年度よりも向上している。**【別紙１０】**

○　全項目が「４点」となったのは、５区であった（令和元年度２区）。また、全区が「４点」の項目は、４の「⑵認知症初期集中支援チームとの連携」の１項目であった（令和元年度２項目）。

○　２の「⑵認知症ケアパスの普及と充実」と４の「⑴認知症専門医療機関との連絡調整」については、各区の医療・介護資源情報を定期的に更新し、認知症サポート医やかかりつけ医に情報提供を行うなど、地域の認知症支援体制の連携を深めたことで、前年度よりも全区の平均点が向上している。また、「２点」となった項目がある区はなく、ほとんどの活動が一定の水準に達している。

４　評価結果を踏まえた今後の対応

○　各区に配置している認知症地域支援推進員が、重点取組方針に基づいて各区の実情に応じた取組が推進できるよう、区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）、各地域包括支援センターと協働して支援する。

○　若年性認知症の本人・家族への相談支援、支援者への助言を行い、適切な支援につなぐとともに、各区の認知症地域支援推進員が相互に連携して、医療・介護・就労などの若年性認知症の特性に応じた支援者のネットワークづくりや当事者の社会参加支援に取り組むことができるよう指導する。

○　地域包括支援センター等関係機関と連携して、認知症カフェの立上げ支援を行うことで、各日常生活圏域に偏りなく３か所以上設置するとともに、活動継続と内容充実のための運営支援を区内の全てのカフェに対して行うよう指導を継続していく。

○　地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの認知症ケアに関する相談に対して、適切な対応ができるよう助言するとともに、認知症疾患医療センターと連携して開催する事例検討会等を通じて、医療・介護関係者の認知症ケアのスキルアップを図ることができるよう指導する。

５　評価結果等の公表

○　評価結果等については、以下の資料を広島市ホームページ（地域包括支援センター運営協議会のページ）において公表する。

・　令和２年度における認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果について【資料３】
・　広島市認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準（令和２年度分）【別紙９】
・　令和２年度における広島市認知症地域支援推進員の活動に関する評価結果一覧【別紙１３】
・　令和２年度における認知症地域支援推進員の特色ある取組について【別紙１４】